

## 精華町公共下水道使用料の改定について

平成３１年４月２６日

精華町上下水道部

## ■精華町公共下水道使用料改定

本町公共下水道事業の安定運営に資するため、平成３１年１０月１日から公共下水道事業使用料を改定する。（平成３０年度精華町定例議会３月会議提案可決）

## ▽改定理由

- ・ 下水道の建設促進から持続可能な経営基盤に基づく安定運営に移行する必要性（平成２９年度末普及率９８．９％、水洗化率９５．２％）
- ・ 経費回収率の低さに起因する多額の一般会計税投入を抑制するため
- ・ 地方公営企業法全部適用による独立採算制の確保（平成３１年４月１日法適用）
- ・ 公営企業が行うべき最低限の経営努力の充足（総務省発出「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成２１年７月８日自治財政局長通知）」）

## ▽改定内容

- ・ ２０㎡あたり３，０００円／月（現行２，２６８円／月）
- ・ 急激な負担増とならないよう改定率を１．３２倍に設定（審議会答申意見）
- ・ 使用料改定と同時に使用料金体系を見直し（基本料金、逡増率の細分化）

## ▽改定結果

- ・ ３１年度で約６千万円の増収（通年ベースで約１．５億円※予算ベース）
- ・ 一般会計からの基準外繰入金縮減（約５，４００万円減※予算ベース）

## ▽検討・課題事項

- ・ 公営企業法適用による資金繰りの詳細把握の必要性
- ・ 流域下水道事業へ支払う維持管理負担金の増加（平成３１年度以降）
- ・ 使用料改定にかかる住民の納得感醸成に資する広報周知の継続
- ・ 使用料見直しのサイクル（５年をめぐり）

## 下水道使用料改定

### (1) 公共下水道使用料改定の理由

本町の公共下水道事業（汚水）の状況は、平成29年度末における普及率98.9%、水洗化率95.2%となり、建設促進の時代から持続性ある安定運営及び維持管理の時代へと移行する時期に差しかかっている。

処理人口については、下水道整備の進捗に伴い、現在も若干の伸びが続いているものの、今後大幅な人口増は期待できない状況に加えて、近年の節水器具等の普及と節水意識の高揚により、有収水量の伸びも期待できない状況である。

一方、本町の公共下水道使用料は、昭和63年の公共下水道使用料制定以降、消費税等の改定以外では一度も改定を行わず、新旧格差のないまちづくりを掲げて建設促進に軸足を置いた事業を展開してきたが、先に述べた安定運営及び維持管理時代へ移行するに当たり持続可能な経営基盤を確保する必要がある。

公共下水道事業特別会計における経費回収率は、平成29年度決算時で74.5%と、府内18市町中、14番目の低さであることに加え、公営企業会計制度導入による減価償却費計上の必要性によって、非現金支出ではあるが新たな費用計上の影響によって、その経費回収率は、61.8%と下落する見込みである。

なお、同決算時における総務省の基準を上回る一般会計からの基準外繰入れも1.3億円となっている。（公営企業会計制度導入による減価償却費を計上した場合に必要な基準外繰入れは、4億4千9百万円。）

また、上下水道事業審議会を設置して本町の上下水道事業の経営について諮問し、両事業が将来にわたって適正かつ効率的な安定運営を図る必要があるとの基本認識のもと、両事業の現状や経営状況などについて慎重に審議していただいた結果、公共下水道事業においては、公共下水道使用料収入の不足分を基準外繰入れで補てんする現行経営では、町財政を圧迫し、他の必要な住民サービスへの影響

も懸念されるとの答申を頂いたところである。

以上、公共下水道事業の持続性ある健全性確保並びに安定運営、一般会計における住民サービスへの影響を鑑み、今回公共下水道使用料を改定するものである。

## (2) 公共下水道使用料改定の根拠

皆様の税金で構成される一般会計から公共下水道事業特別会計に多額の資金を繰り出すことは、他の一般会計事業への税投入が抑制されることから、公営企業としての独立採算性の原則及び、受益者負担の概念に則り、本来的には基準外繰出し分は公共下水道使用料で賄う必要がある。国の基準内の繰出金はそのままとして、基準外繰出金（赤字補てん）を公共下水道使用料で賄うべく試算すると、下段の表のとおりとなる。

### ○公共下水道使用料で賄う経費一覧

単位：千円（税込）

	流域下水道 維持管理 負担金	職員人件費 維持管理分 ①	その他 営業費用	地方債 利息	地方債 償還元金	職員人件費 建設工事分 ②	合計
経費回収率 100%の時の 必要使用料	394,600	8,500	40,000	114,800	334,100	28,000	920,000
現在の 使用料収入	394,600	8,500	40,000	27,900	0	0	471,000
基準外繰出金 (赤字補てん) 又は使用料	0	0	0	86,900	334,100	28,000	449,000

### (3) 使用料改定の内容

- ・上下水道事業審議会の答申において、急激な負担増となる公共下水道使用料の改定はすべきでなく、一定の配慮が必要であるとの意見
- ・公共下水道事業において最低限行うべき経営努力として「公共下水道使用料徴収3,000円/20m<sup>3</sup>を前提として行われていること」との京都府自治振興課からの留意事項や、総務省の繰出基準、近畿財務局の会計監査等の要件も充足する必要性
- ・本町と同程度の人口規模を擁する人口3万人から5万人までの団体における、公営企業会計での経費回収率が、最低で60%から70%であることを参考に設定。

今回の公共下水道使用料改定については、上記の内容を考慮して、急激な負担増とならないよう公共下水道使用料を試算し、以下の改定とする。

(税抜)

新単価			旧単価		
	使用水量	新単価		使用水量	旧単価
基本料金	0 m <sup>3</sup>	350円	基本料金	0 - 10 m <sup>3</sup> まで	900円
従量料金	1 - 10 m <sup>3</sup> まで	90円			
(1立方メートルにつき)	11 - 20 m <sup>3</sup> まで	150円	従量料金 (1立方メートルにつき)	11 - 50 m <sup>3</sup> まで	120円
	21 - 30 m <sup>3</sup> まで	160円			
	31 - 40 m <sup>3</sup> まで	170円			
	41 - 50 m <sup>3</sup> まで	180円		51 - 100 m <sup>3</sup> まで	140円
	51 - 100 m <sup>3</sup> まで	200円			
	101 m <sup>3</sup> 以上	210円		101 m <sup>3</sup> 以上	150円

### (4) 使用料改定による収入

今後5年間の平均有収水量は、3,815千m<sup>3</sup>と想定しており、年間で約1.5億円の増収になると想定している。(平成31年度は1

0月からの改定のため、6千万円の増収。)

しかしながら、京都府より流域下水道の維持管理負担金について12円/m<sup>3</sup>程度の値上げが決定しており、年間の増収は1億円程度となることとなる。また、基準外繰入も1億円程度の減少となり、一般会計の負担軽減に繋がっていくと考えている。

平成31年度より公営企業となり原価償却費などが増加し経費回収率が61.8%となるところを、今回の使用料改定により概ね70%となる予定、今後の改定により最終的に経費回収率100%を目指していくこととする。

#### (5) 今回の改定と審議会の答申内容について

上下水道事業審議会の答申を受けての使用料改定のため、以下のとおりとした。

- ・急激な負担増とならないよう、今回は下水道使用料のみとし、平均1.32倍の使用料改定とした。
- ・5年の1回の見直しとすることを議会で説明している。
- ・住民への説明責任として、別添のとおり広報で説明しており、今後も改定内容を丁寧に説明していく予定である。

#### (6) 今後の審議会の予定

今年10月末をもって、審議委員の任期を迎えることから7月より一般公募の委員募集を行い、11月に審議会を開催し、会長選出、水道事業及び公共下水道事業の平成30年度の決算内容の説明などを行いたい。

なお、一般公募以外の委員については、継続してお願いしたいと考えている。

下水道使用料 新旧比較表

使用量(m³)	使用者の割合(%)	新使用料単価(1m³当)(円)	新使用料(円)	旧使用料単価(1m³当)(円)	旧使用料(円)	差(円)
0	2.5		350		900	-550
1	1.1		440		900	-460
2	0.7	90	530	900	900	-370
3	0.8		620		900	-280
4	1.1		710		900	-190
5	1.2		800		900	-100
6	1.4		890		900	-10
7	1.5		980		900	80
8	1.8		1,070		900	170
9	1.9		1,160		900	260
10	2.2		1,250		900	350
11			1,400		1,020	380
12		1,550	1,140	410		
13		1,700	1,260	440		
14		1,850	1,380	470		
15	32.9	150	2,000	1,500	500	
16			2,150	1,620	530	
17			2,300	1,740	560	
18			2,450	1,860	590	
19			2,600	1,980	620	
20		2,750	2,100	650		
21		2,910	2,220	690		
22		3,070	2,340	730		
23		3,230	2,460	770		
24	31	160	3,390	2,580	810	
25			3,550	2,700	850	
26			3,710	2,820	890	
27			3,870	2,940	930	
28			4,030	3,060	970	
29			4,190	3,180	1,010	
30			4,350	3,300	1,050	
31		4,520	3,420	1,100		
32		4,690	3,540	1,150		
33		4,860	3,660	1,200		
34	12.1	170	5,030	3,780	1,250	
35			5,200	3,900	1,300	
36			5,370	4,020	1,350	
37			5,540	4,140	1,400	
38			5,710	4,260	1,450	
39			5,880	4,380	1,500	
40			6,050	4,500	1,550	
41		6,230	4,620	1,610		
42		6,410	4,740	1,670		
43		6,590	4,860	1,730		
44	4.1	180	6,770	4,980	1,790	
45			6,950	5,100	1,850	
46			7,130	5,220	1,910	
47			7,310	5,340	1,970	
48			7,490	5,460	2,030	
49			7,670	5,580	2,090	
50			7,850	5,700	2,150	
51		8,050	5,840	2,210		
52		8,250	5,980	2,270		
53		8,450	6,120	2,330		
54	1.4	200	8,650	6,260	2,390	
55			8,850	6,400	2,450	
56			9,050	6,540	2,510	
57			9,250	6,680	2,570	
58			9,450	6,820	2,630	
59			9,650	6,960	2,690	
60			9,850	7,100	2,750	

使用量(m³)	使用者の割合(%)	新使用料単価(1m³当)(円)	新使用料(円)	旧使用料単価(1m³当)(円)	旧使用料(円)	差(円)
61		200	10,050	140	7,240	2,810
62	0.5		10,250		7,380	2,870
63			10,450		7,520	2,930
64			10,650		7,660	2,990
65			10,850		7,800	3,050
66			11,050		7,940	3,110
67			11,250		8,080	3,170
68			11,450		8,220	3,230
69			11,650		8,360	3,290
70			11,850		8,500	3,350
71			0.3		12,050	8,640
72	12,250				8,780	3,470
73	12,450				8,920	3,530
74	12,650				9,060	3,590
75	12,850				9,200	3,650
76	13,050				9,340	3,710
77	13,250				9,480	3,770
78	13,450				9,620	3,830
79	0.2		13,650		9,760	3,890
80			13,850		9,900	3,950
81		14,050	10,040	4,010		
82		14,250	10,180	4,070		
83		14,450	10,320	4,130		
84		14,650	10,460	4,190		
85		14,850	10,600	4,250		
86		15,050	10,740	4,310		
87		15,250	10,880	4,370		
88		15,450	11,020	4,430		
89	15,650	11,160	4,490			
90	15,850	11,300	4,550			
91	0.1	16,050	11,440	4,610		
92		16,250	11,580	4,670		
93		16,450	11,720	4,730		
94		16,650	11,860	4,790		
95		16,850	12,000	4,850		
96		17,050	12,140	4,910		
97		17,250	12,280	4,970		
98		17,450	12,420	5,030		
99		17,650	12,560	5,090		
100		17,850	12,700	5,150		
101	0.1	18,060	12,850	5,210		
102		18,270	13,000	5,270		
103		18,480	13,150	5,330		
104		18,690	13,300	5,390		
105		18,900	13,450	5,450		
106		19,110	13,600	5,510		
107		19,320	13,750	5,570		
108		19,530	13,900	5,630		
109		19,740	14,050	5,690		
110		19,950	14,200	5,750		
111	0.1	20,160	14,350	5,810		
112		20,370	14,500	5,870		
113		20,580	14,650	5,930		
114		20,790	14,800	5,990		
115		21,000	14,950	6,050		
116		21,210	15,100	6,110		
117		21,420	15,250	6,170		
118		21,630	15,400	6,230		
119		21,840	15,550	6,290		
120		22,050	15,700	6,350		